

# 別紙 1

番号	934
特定事業の名称	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	(1)「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)第63条、第64条、第66条、第67条 (2)「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」(平成18年厚生労働省令第58号)第3章第5節第5款 基準該当障害者デイサービスに関する基準 (3)「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」第3章第3節第5款 基準該当児童デイサービスに関する基準
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	(1)(ア)第63条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業員の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務を、1以上の小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。 2 (略) 3 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。 4 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。 5・6 (略) 7 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。(略) (イ)第64条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。(略) (ウ)第66条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を25人以下とする。 (エ)第67条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一 居間及び食堂 イ 居間及び食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。 二 宿泊室 イ 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするものとする。 ロ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。 ハ イ及びロを満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 ニ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、八の個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えないものとする。(略) (「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」) (2)(ア)第101条 障害者デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当障害者デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当障害者デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当障害者デイサービス事業所」という。)ごとに置くべき従業員の員数は、基準該当障害者デイサービスの単位ごとに、次のとおりとする。 一 指導員 基準該当障害者デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当障害者デイサービスの提供に当たる指導員が1以上確保されるために必要と認められる数 二 介護職員 基準該当障害者デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当障害者デイサービスの提供に当たり必要と認められる数 2 前項に掲げる基準該当障害者デイサービス事業所ごとに置くべき指導員及び介護職員の総数は、基準該当障害者デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当障害者デイサービスの提供に当たる指導員及び介護職員の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

	<p>一 障害者の数が十五人までは、二以上</p> <p>二 障害者の数が十五人を超えるときは、二に、障害者の数が十五を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>3 (略)</p> <p>(イ) 第102条 基準該当障害者デイサービス事業者は、基準該当障害者デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。(略)</p> <p>(ウ) 第103条 基準該当障害者デイサービス事業所には、相談を行う場所、日常生活訓練を行う場所、社会適応訓練を行う場所及び作業を行う場所を確保するとともに、基準該当障害者デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 基準該当障害者デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、前項に掲げる場所のほか、食事を行う場所を確保しなければならない。</p> <p>3 基準該当障害者デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、第一項に掲げる設備のほか、浴室を備えなければならない。</p> <p>4 前三項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 相談を行う場所 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p> <p>二 日常生活訓練を行う場所 訓練に必要な機械器具等を備えること。</p> <p>三 社会適応訓練を行う場所 訓練に必要な備品等を備えること。</p> <p>四 作業を行う場所 作業に必要な機械器具等を備えること。</p> <p>五 食事を行う場所 障害者の食事の提供に支障がない広さを有すること。</p> <p>六 浴室 障害者の特性に応じたものであること。</p> <p>5 第一項から第三項までに掲げる設備は、専ら当該基準該当障害者デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害者に対する基準該当障害者デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」)</p> <p>(3)(ア) 第70条 児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当児童デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童デイサービス事業所」という。)ごとに置くべき指導員及び保育士の総数は、基準該当児童デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童デイサービスの提供に当たる指導員及び保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。</p> <p>一 障害児の数が十五人までは、二以上</p> <p>二 障害児の数が十五人を超えるときは、二に、障害児の数が十五を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 (略)</p> <p>(イ) 第71条 基準該当児童デイサービス事業者は、基準該当児童デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。(略)</p> <p>(ウ) 第72条 基準該当児童デイサービス事業所には、日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所には必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該基準該当児童デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」)</p>
特例措置の内容	居間及び食堂の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数で「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、また、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害児(者)関係施設から技術的支援を受けることが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護を障害児(者)が利用できるようにする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1308
特定事業の名称	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の7
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第6条の5第1項第1号の規定によりその例によることとされた令第4条の2第1号ハただし書の規定による環境省令で定める場合は、消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第3号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合とする。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域内において、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混合しないこと、パイプラインから廃棄物が飛散し、流出し又は悪臭が漏れるおそれがないこと及び石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災計画が作成された区域内にパイプラインが設置されるものであることを満たすと認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1309
特定事業の名称	一般廃棄物の溶融固化物の利用の特例事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	厚生省生活衛生局水道環境部長通知(平成10年3月26日生衛発第508号)「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用実施の促進について」
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	市町村が溶融固化した一般廃棄物の溶融固化物であって、「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」中の溶融固化物に係る目標基準に適合するものにつき、路盤材、コンクリート骨材、埋め戻し材、コンクリート二次製品用材料等として、市町村が自ら発注した公共建設工事において利用される場合には、当該利用は廃棄物の処分に該当するものではないとして差し支えないこととしている。
特例措置の内容	平成10年3月26日付け生衛発第508号厚生省生活衛生局水道環境部長通知の特例の通知である「構造改革特別区域における「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施」に係る用途の特例措置について(通知)」の内容に適合する一般廃棄物の溶融固化物の用途について、内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に限り、市町村が自ら発注した公共建設工事として行う地中空間の充てん利用についても廃棄物の処分に該当するものではないこととする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし